

令和5年度包括外部監査の 結果に対する措置等について

監査テーマ 産業労働局の事業に関する財務事務の執行について
公益財団法人神奈川産業振興センター（財政的援助団体）

	ページ
1 令和5年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況	1
2 （参考）令和5年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況	4

1 令和5年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>1 神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者募集要項において、県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、住民への周知に努めるべきこととされている。</p> <p>しかしながら、県のホームページには、平成30年度以降の実績報告書は掲載されておらず、また、指定管理者が作成する神奈川県立かながわ労働プラザのホームページには、定性情報を中心とした令和3年度の実績報告書が公表されているのみであり、令和2年度以前の情報も開示されていない。</p> <p>この点、利用者満足度調査結果は客観性の高い情報であること、収支決算状況は過去情報ではあるものの実績評価及び将来予測を実施するにあたり最も重要な情報の一つであることから、広く公表すべき性質の情報である。しかも、これらの情報は経年比較することによって意味をなす類のものである。したがって、県及び指定管理者である労働福祉協会は、相互に協力して、定性情報のみならず、どのくらいの期間の情報をどの程度まで公表すべきか早急に議論するなどして、県民への周知の充実を図りたい。</p> <p>加えて、県は公表すべき情報が適時適切に公表されているかどうかをしっかりと確認することができるよう体制を強化されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P177）</p>	<p>どのくらいの期間の情報をどの程度まで公表すべきか、指定管理に係る情報の公開範囲について検討を行った結果、現行の指定管理期間の開始年度以降について、周知の充実を図っていくこととし、次の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が作成する神奈川県立かながわ労働プラザのホームページに、現行の指定管理期間である令和3年度以降の「事業計画書」、「業務実績報告書」及び「収支決算書」を掲載することとし、これまで掲載されていなかった資料を掲載した。 県ホームページには、「神奈川県立かながわ労働プラザ第4期指定管理者の事業計画書等」のページを作成し、令和3年度以降の「業務実績報告」、「収支決算書」及び「満足度調査」を掲載した。 <p>公表すべき情報が適時適切に公表されているかの確認については、毎年度の各資料の県ホームページへの掲載及び指定管理者のホームページの掲載確認について、年間予定として課内で共有し、担当以外も把握することで、確実に実施できるような体制とした。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>2 神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザにおける指定管理者の収支決算状況の推移を見ると、令和元年度から4期連続で赤字の状況である。</p> <p>この点、県は必要に応じて指定管理者との間で、指定管理業務の範囲や指定管理料等の変更を協議するなど県の指定管理者制度の指針に則って運用していると主張するが、指定管理者の経費の節減を自助努力ではどうにもならない水準で推移している。このような状況にも関わらず、現在の指定</p>	<p>令和5年度の指定管理料については、公募時の積算で想定していないコロナ禍による会議室の利用料金収入の減少は社会情勢の変化によるものであるとし、収入減少分（令和5年度の収入予測値とコロナ禍前の収入の平均の差額等）の補填を行うとともに、令和5年度分の納付金を全額免除することとした。</p> <p>令和6年度及び令和7年度に</p>	<p>雇用労政課</p>

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>管理者が当該業務を維持できるのは、他の事業で得られた利益で補填しているからに他ならない。</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザという公の施設の指定管理事業単独で考えた場合には、施設運営の持続可能性に大きな問題がある可能性が高く、また、指定管理者選定の際に適切な競争原理が働いていない可能性も示唆している。</p> <p>したがって、県は指定管理者選定にあたって競争原理が適切に確保できているのかどうか改めて確認するとともに、指定管理料が適正な水準となるよう努められたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P181）</p>	<p>については、社会情勢の変化による影響及び全庁の方向性を踏まえ、必要に応じて年度中に随時、納付金及び指定管理料について調整を行っていく方向で検討している。</p> <p>当該施設を指定管理施設として継続することとなった場合の、令和8年度からの次期指定管理期間の指定管理料については、令和6年8月から指定管理に関する積算価格調整を行っており、収入及び支出の積算が適切になるよう検討を進めている。</p> <p>今期の公募時には他に1社の応募があったことから、指定管理者選定にあたって競争原理は一定程度、確保されていたと考えるが、現行の指定管理期間では支出に対して収入が大幅に低い水準で推移したことを踏まえ、次期の指定管理者の選定にあたっては、適正な公募となるよう、指定管理料の適切な水準での設定を含めた募集条件等の見直しを検討していく。</p>	所管室課
<p>3 雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況の見直しについて</p> <p>雇用労政課は、出先機関を含めると1,700超の備品等を管理しているが、これらの備品等の中には、物理的に使用しない備品等も数多く含まれているものと考えられる。行政サービスを広く提供するにあたって、様々な備品が必要になることは理解できるものの、備品等の数が多くなればなるほど、管理コストも比例的に発生する。</p> <p>したがって、自らの管理可能な備品等の範囲を把握し、備品等の良好な管理を徹底するとともに、財務規則第174条の規定に従い、使用する必要のない物品等については不用の決定をすることとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P188）</p>	<p>今後は備品等の良好な管理を徹底し、使用する必要のない物品等については、精査の上、令和6年度中に不用決定のうえ、廃棄処分とする。</p>	雇用労政課
<p>4 神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について</p> <p>東部校においては、平成29年10月5日に発生した授業料19,800円の未納について、財務規則第66条に基づく督促状、催告書の発行に併せて、臨戸訪問を行っている。それでも納付がなされなかつ</p>	<p>強制執行を直ちに実行するため、令和5年11月20日付けで強制執行予告通知書を該当者宛てに送付したところ、令和6年1月22日、本人から納付の申し出があり、同日、未納額19,800</p>	産業人材課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>たため、支払督促申立を行い、令和3年4月13日には仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認できたのであるが、そこまでに3年半もの時間を要している。</p> <p>授業料は東部校の収入であり、その収入を用いて管理運営していることを鑑みれば、仮執行宣言付支払督促正本の送達を確認でき、強制執行の手続を実施できるのであるから、令和5年8月末時点で2年以上未実施の状態を続けることなく、直ちに実行することとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P221）</p>	<p>円が納付された。</p>	

2（参考） 令和5年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況

意見	対応の内容	所管室課
<p>1 委託事業候補者の参加意思表明書（様式）の見直しについて</p> <p>委託事業の募集に際して、参加事業者が暴力団排除条項に該当しないことを確認することが必要である。県では応募事業者からの参加意思表明書の提出をもって確認しているが、参加意思表明書には募集要項「4 参加資格」を全て満たしていることを誓約させるものであって、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることを宣誓させていない。しかも、募集要項には地方自治法施行令第167条の4の規定の内容が具体的に明記されていないことから、応募事業者が「暴力団排除条項に該当しないこと」を理解しないまま参加意思表明書を提出する可能性がある。</p> <p>したがって、参加意思表明書の参加資格要件として「暴力団排除条項に該当しないこと」を具体的に宣誓するよう、平成28年5月2日付の総務省通知「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（通知）」に準じて参加意思表明書（様式）を見直すこととされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P38）</p>	<p>令和6年度の業務委託から、事業者の参加意思表明書については、規定を引用する地方自治法施行令第167条の4の条文を具体的に明記した。さらに、別紙として「暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書」を設け、事業者が暴力団排除条項に該当しないことを具体的に宣誓することとした。</p>	産業振興課
<p>2 委託事業候補事業者に対する暴力団排除条項に関する確認の必要性について</p> <p>県の「公募型プロポーザル方式」に係る契約手続は、平成28年5月2日付の総務省通知「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（通知）」が想定している官民競争入札等の手続には該当しない。</p> <p>しかしながら、「公募型プロポーザル方式」による委託事業においては、委託事業候補者を幅広く民間事業者から募集していることから、委託事業者が暴力団等の反社会的勢力に該当するおそれがある。</p> <p>したがって、暴力団排除条項の趣旨を勘案し、県も総務省通知の手続に準じて神奈川県警察本部と連携し、委託業務事業者を決定する前に神奈川県警察本部に対し、委託業務予定事業者の暴力団排除条項への該当性の有無について意見聴取を行うことを検討されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P41）</p>	<p>令和6年度の業務委託から、参加意思表明書が提出された事業者のうち、既に暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを確認している県競争入札参加資格者以外の事業者については、同意を得たうえで県警察本部へ意見聴取を行い、暴力団排除条項に該当しないことを確認することとした。</p>	産業振興課
<p>3 第三者への支援を委託する業務における、支援先の暴力団等反社会的勢力排除手続の必要性について</p>	<p>令和6年度の業務委託から、事業者の募集に当たっては、支援先企業に対し暴力団等の反社</p>	産業振興課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>第三者への支援を委託する業務については、受託者が事務局業務を担って各種の支援を実施している。ただし、県と受託者との間で取り交わす契約書には、支援先企業に対する暴力団等の反社会的勢力排除に係る手続等についての記載がないことから、支援先企業が反社会的勢力に該当するか否かの確認及び反社会的勢力排除に関する条項についての対応については、受託者が自ら判断して対応している。</p> <p>しかしながら、暴力団等の反社会的勢力排除に関する対応は、県にとっても重要な手続であることから、受託者が支援先との間で締結する契約書において暴力団等の反社会的勢力排除に関する条項を明記することを検討されたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P42)</p>	<p>会的勢力に該当しないことを誓約させる等、事業者が行う支援先企業の反社会的勢力の排除措置について、仕様書に明記することとした。</p>	<p>所管室課</p>
<p>4 委託事業に係る成果物等の帰属についての契約書等の必要性について</p> <p>県の委託事業においては、その契約書において「実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する」旨が規定されている。この成果物の一つとして著作権が想定される。著作権の内容は、大きく分けて「著作権（財産権）」と「著作者人格権」の二つに分けられる。二つの権利の特徴として、著作権（財産権）は第三者へ譲渡することができるが、著作者人格権は譲渡することができない。このような著作権の特徴を踏まえれば、県の委託事業によって生じた財産権としての著作権は譲渡が可能であることから、著作物の所有権を委託者に帰属させるためには、その旨、契約書に規定すれば著作物に生じた著作権を受託者から委託者へ移転させることが可能となる。したがって、県の契約書等の規定に問題は無いものと考えられる。</p> <p>しかしながら、著作者人格権については、その発生とともに受託者に帰属し、その性質から第三者へ譲渡することができないから、県の契約書等における規定によっても、県には帰属しない。</p> <p>したがって、県の契約書等においては、受託者が著作者人格権を行使しない旨を規定することを検討されたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P44)</p>	<p>令和5年12月に県の標準契約書例が改正され、受託者は著作者人格権を行使しないこととする旨が規定された。以降の契約は、改正後の標準契約書により締結することとなっている。</p>	<p>産業振興課</p>
<p>5 委託業務への参加希望事業者から提出を受ける見積書に基づく見積額の積算の適正性に関する審査について</p> <p>委託業務の募集要項による選定方法は、所定の評価基準に基づいて、外部委員で構成する審査会が行っている。その審査項目の一つに「見積額に</p>	<p>令和6年度の業務委託から、事業者の募集に当たっては、新たに見積書の様式を定め、仕様書に記載された業務の項目ごとに費用を記載させ、積算の根拠が示されるようにするとともに、</p>	<p>産業振興課</p>

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>ついて」の項目があり、「適正に積算が行われているか。」について審査される。審査において提出される見積書は、契約金額の基礎となることから、「適正に積算が行われているか。」について、その計算過程を含め適切に審査しなければいけない。</p> <p>しかしながら、見積書の様式が任意とされていることから、提出される見積書は企画提案書との整合性が不明確なもの、見積金額の積算の根拠（計算過程）が示されていないものが存在している。</p> <p>したがって、今後は企画提案書作成の要項における見積書の内訳明細の様式を見直すとともに、提出された見積書の内容が十分でない場合、見積書の再提出を求めるなどして適切な措置を講じたうえで、見積額を適切に審査することとされたい。</p> <p>また、監査人は、県に対して、審査会の審議が適切に実施されたことを確認するために、審査会の議事録等の資料を求めたが、その提出はなかった。したがって、今後は、審査会の議事録等の資料を整備・運用することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P48)</p>	<p>提出された見積書の内容をもとに審査を行うこととした。</p> <p>一方、プロポーザル審査会の議事録については、これまでも「プロポーザル方式事務要領」に基づき審査会の評価結果、順位等の意見を資料としてまとめたもので対応しており、これらの資料の内容を踏まえ、最終的な契約の相手方を決定している。</p> <p>審査内容の結果の共有という議事録の役割に照らし、資料形式による運用でも議事録と同じ役割を果たしていること、また、「プロポーザル方式事務要領」の運用においても、逐語形式の議事録の作成までは要求されていないことから、引き続き、現状の資料形式により運用を進めていくこととする。</p>	<p>所管室課</p>
<p>6 「HATSU鎌倉」及び「SHINみなとみらい」の名称及びロゴの商標登録等の必要性について</p> <p>「HATSU鎌倉」及び「SHINみなとみらい」の名称及びロゴについては令和元年より使用しているが、未だ商標登録はなされていない。ロゴは第三者に利用されても、この使用の停止を求めることが困難であること、また、第三者が当該ロゴを県より先に商標登録した場合、県はこれを利用することができなくなる。</p> <p>したがって、県は、かかるリスクの発現可能性等を考慮し、名称及びロゴについて、必要に応じて商標登録をすることを検討されたい。</p> <p>また、県に帰属する名称及びロゴの委託事業の受注者による利用に際しては、当該名称及びロゴが県に帰属するものであること、及びその使用期間は契約期間に限ることを、契約書や覚書として取り交わすこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P50)</p>	<p>令和元年11月に作成し、使用を開始した「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」のロゴについては、現在県が著作権を有しており、公表後70年間は著作権の保護下にある。</p> <p>また、仮に第三者が商標登録をしたとしても、これまで県のホームページや記者発表等の様々な媒体において当該名称やロゴを活用した広報・周知活動を5年以上にわたって行っており、社会的な認知が進んでいることから、県は「先使用権」により、商標権者に対して実施権を主張できると考えているため、検討結果として、現時点では商標登録を行う必要性は生じていない。</p> <p>ただし、今後のベンチャー支援施策の展開に応じて、予算措置を含めた商標登録の必要性を検討していくこととした。</p> <p>なお、県に帰属する名称及びロゴの受託者による利用については、令和6年度の業務委託から、事業者の募集にあたって、</p>	<p>産業振興課</p>

意見	対応の内容	所管室課
	その利用期間は契約期間に限る旨を仕様書に明記した。	
<p>7 企業誘致に関するKPIとその効果検証・活用の見直しについて</p> <p>複数の企業誘致施策の合計の誘致件数が、KPIとなっていることから、個々の施策のKPIが設定されていないという問題点がある。このため、個々の施策の効果検証をすることができない。また、個々の企業が県に与える貢献度（パフォーマンス）についての事前のKPI設定は難しいものの、事後的な効果測定指標を定め、点数評価を実施することで、今後の望ましい誘致先の評価につなげる必要があると考えられる。</p> <p>県内の限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るためには、県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することが必要であることから、個々の企業ないし個々の施策について、基準値（期待度）を設定し、これを検証・活用することとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P61）</p>	<p>個々の企業や施策の評価については、個々の施策のKPI等は設定していないものの、毎年度、支援策を活用した企業を対象とした調査を実施し、各企業の「県内発注額」や「雇用実績」等を把握することで、施策等の評価に繋げることとし、また、令和6年度に実施予定の調査事業を活用して、より高い貢献度が期待できる産業や業種、企業等を把握し、企業誘致施策に活用していくことで、限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るために、県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することに繋げていく。</p> <p>令和6年度から開始した企業誘致施策における4年間の取組期間において、企業立地支援件数200件を実現目標として設定していることから、当該目標の達成に向けた取組に活かしていくこととする。</p>	企業誘致・国際ビジネス課
<p>8 企業立地審査会の議事公開内容の充実について</p> <p>神奈川県企業立地支援事業（セレクト神奈川NEXT）については、その認定申請企業から提出された事業計画等を、企業立地審査会が審査し、認定の可否等の意見を述べることになっており、その議事要旨は公開されている。</p> <p>しかしながら、公開している審議内容があまりにも限定されているため、審議が適正になされたのか判別することが困難である。したがって、開催日毎に、①出席者及び欠席者数、②対象業種及び対象産業数、③立地先、④計画内容（県内再投資又は県外からの立地件数）、⑤委員の議決数など公開する議事の内容を充実させることとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P64）</p>	<p>令和5年12月15日に開催した令和5年度第3回神奈川県企業立地支援事業審査会の議事要旨から、①出席者及び欠席者数、②対象業種及び対象産業数、③立地先、④計画内容（県内再投資又は県外からの立地件数）、⑤委員の議決数に関する内容についても掲載を行い、今後も同様の内容で公開していくこととした。</p>	企業誘致・国際ビジネス課
<p>9 神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助等にかかわる補助金交付団体調査書（様式）の見直しについて</p> <p>県は、各種の補助金に対する検査の証跡として、補助金交付団体調査書を作成している。この調査</p>	<p>補助金交付団体調査書の「2項目別調査状況（1）補助目的の達成及び補助事業の執行状況」のうち「ア 補助事業が計画通り実施されているか」及び</p>	企業誘致・国際ビジネス課

意見	対応の内容	所管室課
<p>書の「2 項目別調査状況(1) 補助目的の達成及び補助事業の執行状況」については、適・不適いずれかに○をつける形式になっているが、このうち「ア 補助事業が計画通り実施されているか」及び「イ 補助の目的及び効果は十分達しているか」のチェック項目は、何をもって適・不適を判断したのか不明確な様式になっている。</p> <p>現状では実地調査の担当職員の主観的な判断に委ねられている可能性があるため、より詳細なチェック・ポイントを設け、その総合評価をもって、適・不適を判断する様式に調査書を見直す、あるいは調査書に付表を設け、そのうえで評価にあたっては担当職員とグループリーダー以上の職員の2名で検査を行うこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P70)</p>	<p>「イ 補助の目的及び効果は十分達しているか」の項目については、「計画に対して予算は適正に執行されているか」、「県が設定した数値目標に到達しているか」など、より詳細なチェック項目を設け、総合評価により適・不適を判断する様式に調査書を見直した。</p> <p>また、令和5年度分から、検査担当職員とグループリーダー以上の職員の2名で検査を行うこととし、体制強化を図った。</p>	<p>所管室課</p>
<p>10 外国企業誘致促進事業費等の効果検証に関する収集データの充実強化について</p> <p>外国企業誘致促進事業費等の効果検証は、誘致実績及び誘致企業へのアンケート調査によっている。しかしながら、令和4年度のアンケート調査は、アンケートの依頼合計132社に対して、回答合計36社であり、回答率が27.3%と低い状況である。</p> <p>したがって、事業の有効性を高めるためには、まずは効果検証に資するデータを数多く収集できるよう工夫し、これを事業に活用することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P72)</p>	<p>アンケートの回答率を上げるため、従前はエクセルファイルだった回答様式を、より簡易に回答できるアンケートフォームに変更したほか、企業への個別連絡を行うなどの対応を図った。</p> <p>その結果、令和5年度のアンケート回答率が36.4%と令和4年度と比べて、約10%向上した。</p> <p>引き続き、アンケート回答率が高くなるよう努めるとともに、アンケート結果を当該事業に効果的に活用していくこととする。</p>	<p>企業誘致・国際ビジネス課</p>
<p>11 ジョブフェア業務委託先の評価方法の充実強化について</p> <p>監査人は、ジョブフェアについて、その運営の委託先の評価プロセスを質問したところ、委託事業者とは、企業からのアンケート結果を踏まえて、事業終了後に打合せを実施し、その際に、反省点や今後の改善点などをヒアリングしているとのこと、また委託先の評価については仕様書上の要件を満たしているかどうかで行っていること、との回答を得た。</p> <p>この点、人材派遣会社は海外人材を採用する意欲の高い企業向けに、日常的に留学生とのマッチングを業としているのであるから、県は、人材派遣会社である委託先に対して、マッチングの初期段階ともいべき合同会社説明会運営の経済的効果を問うべきである。</p> <p>すなわち、県は、委託先にマッチング数の多寡について責任を負わせられるものではないものの、委託先がどこまでマッチングに努めたかをトレー</p>	<p>事業の見直しにより、令和5年度をもってジョブフェアの事業は廃止することとなったが、今後、同様の施策を実施する場合は、当該意見を参考にしながら、委託の有効性を評価しつつ、事業展開を進めていくこととする。</p>	<p>企業誘致・国際ビジネス課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>スし、委託の有効性を評価することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書P74)</p>		
<p>12 中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタルコンテンツ作成支援補助の活用について 個々の企業が宣伝用のデジタルコンテンツを作成することは、本来的には、各々の企業がその必要性から自費で作成すべきことである。これを県が補助したのは、コロナ禍対応のために販売活動を支援したものである。しかしながら、その補助が合計8社という限定的な個別的支援であり、かつ県がその費用を全額補助することについては公平性に疑問があると言わざるを得ない。 本来、公平性を図るため、先行的に動画コンテンツの作成ノウハウ等を紹介するセミナーないし相談会を開催するなどして、作成に意欲を示した企業が自主的に作成する活動にかかった費用を部分的に補助することで、より多くの候補企業に広く補助することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書P76)</p>	<p>令和5年度から(公財)神奈川県産業振興センターに事業を移管し、その上で、公平性の観点から、(公財)神奈川県産業振興センターがデジタル活用技術向上に向けたセミナーを令和5年度は年2回開催するとともに、企業が自主的に作成する活動にかかった費用を部分的に補助することで、より多くの候補企業を対象とする制度に改めた。</p>	<p>企業誘致・国際ビジネス課</p>
<p>13 中小企業海外展開支援事業の効果測定に関する収集データの充実強化について 県は、中小企業海外展開支援事業の効果測定データとして、海外展開を支援した神奈川県内企業から抽出した企業206社に対するアンケート結果を用いている。しかしながら、そのアンケートを回答したのは50社であり、回答率が24.3%と低調である。また、アンケートのうち「要望・意見」欄には、さらなる補助や助成を要望する意見が散見された。 したがって、中小企業海外展開支援事業の効率性を高めるためには、その効果検証データであるアンケートの回答率を高めるとともに、回答された要望・意見を事業に反映することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書P78)</p>	<p>アンケートの回答率を上げるため、従前はエクセルファイルだった回答様式を、より簡易に回答できるアンケートフォームに変更したほか、企業への個別連絡を行うなどの対応を図った。 その結果、令和5年度のアンケート回答率が36.8%と令和4年度と比べて約12%向上した。 要望・意見の特に多かった海外展示会の出展補助については、補助金交付団体である(公財)神奈川県産業振興センターが実施する海外展示会出展助成金の件数を、令和6年度から拡充することとしている。 引き続き、アンケート回答率の向上に努めるとともに、アンケート等を通じて把握した県内中小企業のニーズなどを踏まえ、当該事業へ効果的に反映するよう努めていく。</p>	<p>企業誘致・国際ビジネス課</p>
<p>14 補助事業者への現地調査等の見直しについて 補助金の交付等に関する規則第13条及び「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第12条第2項において、補助事業者に対して必要に応じて現地調査をすることができる旨が規定されている。</p>	<p>補助金の額を確定する際の現地調査については、補助金の交付等に関する規則第13条の運用通知において、「現地調査等を行わなければならない補助金等の額を確定することができないものにつ</p>	<p>脱炭素戦略本部室</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>しかしながら、直近5年間（平成30年度から令和4年度）において、県は補助事業者に対する現地調査等を実施していない。補助金の交付等に関する規則の運用通知によって、現地調査は「補助事業等のうち、現地調査等を行わなければ補助金等の額を確定することができないものについて行なう」とされており、直近5年間は現場写真等の書類で補助金の額を確定することが可能であったことから、補助事業者に対する現地調査等を実施していなかった。</p> <p>一方、「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第17条において、財産の処分の制限に関して、処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業者はあらかじめ処分等の承認について知事に申請し、その承認を受ける必要があり、また、知事は、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求する旨が規定されている。</p> <p>しかしながら、EV充電設備や燃料電池自動車等は比較的容易に処分（売却含む）可能な財産であることから、このような財産に対する補助金を交付する場合、補助事業者が財産処分制限期間内に財産を処分しても、これを知ることができない。</p> <p>したがって、このような財産に対する補助金を交付する場合、一定の基準を設けて、補助金支給後、補助事業者に対して現地調査等を実施し、財産が有効に活用されていることを確認することとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P80）</p>	<p>いて行なう趣旨である。」とされており、この点について、当該補助金は、実績報告時に提出される書類の審査によって補助事業等の成果を確認し、補助金額の確定をすることが可能であったため、現地調査を実施していない。</p> <p>なお、燃料電池自動車等の比較的容易に処分可能な財産を処分する際は、事前に県の承認を受ける必要があることなど、販売店等とも連携して周知に努めていきたい。</p>	所管室課
<p>15 補助事業者へのアンケート調査の必要性について</p> <p>「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第21条において、補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査に協力するものとする旨が規定されている。しかしながら、直近5年間（平成30年度から令和4年度）において、県は補助事業者に対するアンケート調査は実施していない。</p> <p>補助事業者に対してアンケート調査を実施することは、今後の事業や神奈川県全体の考え方の参考等にできる可能性がある。また、アンケート結果をインターネットその他の方法によって公表することは、かながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する可能性がある。</p> <p>したがって、必要に応じて補助事業者に対する</p>	<p>これまで、事業者への個別ヒアリング等を実施していたことから、アンケート調査は行っていなかったが、令和5年度は、次年度以降の制度設計等に活用するため、自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金において、アンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、県事業の制度設計の補助対象要件等に活用した。</p> <p>アンケート調査の実施は、補助事業者や県の事務負担増につながる可能性もあり、事業者に個別にヒアリングを行う方が効果的な場合も多いことから、引き続き、適時適切に実施してい</p>	脱炭素戦略本部 室

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>アンケート調査等を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を適宜予算編成に反映させ、予算実施の有効性の向上や事務事業の効率化を図ることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P82)</p>	<p>くこととする。</p>	
<p>16 各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて</p> <p>「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」第6条において、補助事業者が補助金の交付申請をする場合は、交付申請に係る書類（補助金交付申請書、補助事業に係る契約書等）を提出しなければならない旨が規定されている。また、この交付要綱第7条において、補助事業者からの申請書等の提出があった場合、知事はその内容を審査した上で、補助金交付決定通知書（又は補助金不交付決定通知書）により通知する旨が規定されている。そのため、県は、補助事業者から提出された申請書等について、提出された書類の不足や不備等を確認するために、「チェックリスト（又はチェック表）」を用いてダブルチェック（複数人による確認）を実施している。</p> <p>この点、一部の補助事業について、監査人がチェックリスト等を確認したところ、添付書類不要の理由が明確でないケース、確認すべき証憑が例示されている（納品書等）ものについて、例示されている以外の書類を入手した証憑が明記されていないケース、チェック者が作業した日付が記載されていないケースが散見された。</p> <p>補助金交付申請書受領の日付→チェック作業の日付→補助金交付決定通知書の日付といった時系列を明確にすることによって、手続が適時に実施されていることが記録される。また、二次チェックを効率的に実施するために、一次チェック者は添付書類を不要とした理由ないし確認すべきとして例示されている証憑（納品書等）以外を確認した場合、その証憑の名称を記載すべきである。</p> <p>したがって、各補助事業のチェック項目は通常異なるのであろうが、チェック作業の日付や添付書類を不要とした理由など形式的な作業記録については、各補助事業のチェックリスト等が高度化・均一化するよう見直すこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P84)</p>	<p>令和5年度において、各補助事業のチェックリスト等についての見直しを行い、チェック作業の日付など形式的な作業記録について各補助事業で均一化を行ったところである。令和6年度に向けては、各補助金の審査がより高度化・均一化されるよう、例示されている証憑以外を確認した場合、その証憑の名称を記載するなど、更なる見直しを行った。</p>	<p>脱炭素戦略本部 室</p>
<p>17 自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について</p> <p>自家消費型太陽光発電等導入費の補助事業について、県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。</p>	<p>県事業の制度設計に当たっては、国や近隣自治体の支援制度等を勘案して検討を行っているところであり、今後は、そうした検討の経緯等についての資料</p>	<p>脱炭素戦略本部 室</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。</p> <p>近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。</p> <p>また、県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書 P87）</p>	<p>を、適切に保存することで、今後のより効果的な比較・分析等を含めた検討に活かしていく。</p> <p>なお、近隣自治体との比較・分析や制度設計の検討過程における資料の公表については、事務負担や県民にとっての有益性等のバランスを踏まえた上で、適切な情報提供に努めていきたい。</p>	所管室課
<p>18 EV等導入促進事業（EV導入費補助）の補助金額の近隣自治体との比較分析について</p> <p>EV等導入促進事業（EV導入費補助）の補助事業について、県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。</p> <p>しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。</p> <p>近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。</p> <p>また、県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書 P90）</p>	<p>県事業の制度設計に当たっては、国や近隣自治体の支援制度等を勘案して検討を行っているところであり、今後は、そうした検討の経緯等についての資料を、適切に保存することにより、今後の効果的な比較・分析等に活かしていく。</p> <p>なお、近隣自治体との比較・分析や制度設計の検討過程における資料の公表については、事務負担や県民にとっての有益性等のバランスを踏まえた上で、適切な情報提供に努めていきたい。</p>	脱炭素戦略本部室
<p>19 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析について</p> <p>太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助事業について、県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。</p> <p>しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助</p>	<p>県事業の制度設計に当たっては、国や近隣自治体の支援制度等を勘案して検討を行っているところであり、今後は、そうした検討の経緯等についての資料を、適切に保存することにより、今後の効果的な比較・分析等に活かしていく。</p> <p>なお、近隣自治体との比較・</p>	脱炭素戦略本部室

意見	対応の内容	所管室課
<p>額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。</p> <p>近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。</p> <p>また、県と県民等との情報の差（情報の非対称性）を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書 P94）</p>	<p>分析や制度設計の検討過程における資料の公表については、事務負担や県民にとっての有益性等のバランスを踏まえた上で、適切な情報提供に努めていきたい。</p>	<p>所管室課</p>
<p>20 ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告の見直しについて</p> <p>今後、本事業と同様の事業を実施するにあたっては、現行の支援事業者の法人又は個人「全体」の売上高等に加えて、「補助対象事業」の売上高等が、補助金申請時点からどのように変化しているか、といった実態を捉えることができるような、報告徴収の方策について検討することとされたい。</p> <p>令和3年度の「売上高等報告様式」においては、令和2年度の「売上高等報告様式」に加えて新たに「2 従業員数報告」としてビジネスモデル転換事業による申請時点からの従業員の増減数を徴収しているように、今後は、例えば、「補助対象事業」の売上高及び売上総利益（又は損失）についても、成果測定の対象とすることを検討することとされたい。</p> <p>なお、「補助対象事業」に関する利益については、営業利益や経常利益まで報告徴収すると、費用の配賦といった作業が生じ支援事業者の負担が大きくなるため、売上総利益（又は損失）のレベルで足りると考えられる。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書 P99）</p>	<p>県では、ビジネスモデル転換事業費補助金を見直し、従前の補助制度に加え、令和6年度から設備導入に対する補助制度を創設した。</p> <p>監査の結果を踏まえ、補助事業の目的に対応した成果測定を確認できる方策を検討しており、新たな補助事業では、補助事業者の付加価値を上げること及び賃上げを目的とすることから、補助金交付後の成果測定としては、支援事業者の法人または個人「全体」の決算書の提出を求めるとともに、給与支給総額の状況を報告してもらうことで、補助事業の目的が達成できるかを確認できるようにしていく。</p> <p>なお、従前のビジネスモデル転換事業費補助金においても、令和3年度以降は決算書等の報告書を求めていることから、本補助事業の目的であるコロナ禍における事業全体の「稼ぐ力」を回復させる観点から、売上総利益を算出することで成果測定を行うこととした。</p>	<p>中小企業支援課</p>
<p>21 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における営業実態があることの確認について</p> <p>本件協力金の申請に際して必要な提出書類として、本人確認書の写しを徴収しているが、それは個人事業主のみである。法人からは登記簿謄本などを徴収していないため、振込先の通帳等の写しを徴収しても、法人の実在性の確認が十分に行わ</p>	<p>仮に今後、協力金と同様に大量の申請受付、迅速な審査及び交付が求められるような給付事務が生じた場合においても、基本的には、その時点の国の方針等に基づく、審査方法等を設定することになると思われる。</p>	<p>中小企業支援課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>れていない可能性がある。</p> <p>また、営業許可証の写しを徴収しているが、その許可証の有効期間が5年以上であることが多いことから、申請時に営業をしていなくても営業許可証の写しを提出することができ、したがって対象期間における営業実態を確認しているとは言い難い。しかも、「時短営業(休業)の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかる写真を徴収しているが、掲示箇所のみ写真が散見される。このような場合、店舗(外観)全体との関連性がわからず、したがって営業実態を確認しているとは言い難い。</p> <p>対象期間の営業実態を確認するために、例えば、直近の所得税・法人税の申告書、店舗の電気・ガス・水道の利用明細などの補足資料を申請に際して必要な書類として徴収・確認することも必要であったと考えられる。</p> <p>当時、国が各都道府県に対して宛てた事務連絡においては、本件協力金支給の迅速性や簡便な審査による旨が記載されていることから、以上のような対応となったことはやむを得ないと考えられる。不正や不適正受給に係る返還債権の発生件数は、交付件数に対して0.5%に満たない比率(金額ベースでも同様)であり、大きい数値とは言えないが、そもそも不正や不適正受給が認識されていない可能性も否定できない。</p> <p>今後、支給の迅速性などが求められるような同様の事象が生じた場合に備えることが望ましいという意味で、営業実態があることの確認について、その方法等をあらためて検討し、準備することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P104)</p>	<p>ただし、監査の結果を踏まえ、本県における協力金事業において実施した、申請受付や審査の方法などについて、基礎的な資料を電磁記録としてまとめて保存する等の対応により、将来、同様の事態が生じた際の、有用な申請・審査の体制づくりに繋がる取組を図ることとした。</p>	<p>所管室課</p>
<p>22 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における不正や不適正受給の方法、発覚の原因についてのサマリーについて</p> <p>臨時的に招集された職員の経験や知見の不足を補うために、各審査項目の内容や注意点が解説されているチェックリストが作成され、審査前に研修等が行われていることから相当程度に有効な審査が行われているとの心証は得られる。</p> <p>しかし、不正や不適正受給の方法(手口など)、発覚の原因(通報、自主的な調査、委託の調査など)の別にサマリーした資料はなく、個別の案件ごとに記載し管理しているとのことである。</p> <p>今後、支給の迅速性などが求められるような同様の事象が生じた場合に備えることが望ましいという意味で、これまでの経験や知見などをもとに、</p>	<p>監査の結果を踏まえ、協力金事業において発生した不正や不適正受給の事案を参考に作成した、チェックリストや審査マニュアル等について、将来に引き継ぐべきノウハウとして電磁記録にまとめて保存する等の対応により、将来同様の事態が生じた際の、不正や不適正受給が発生しにくい申請・審査の体制づくりに繋がる取組を図ることとした。</p>	<p>中小企業支援課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>過去の不正や不適正受給の方法、発覚の原因などの審査のノウハウを文書化し、今後を活用する準備をすることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P105)</p>		
<p>23 かながわPay (第2弾) 共同企業体業務における再委託について</p> <p>第2弾は、株式会社横浜銀行 (以下「横浜銀行」という。)、株式会社ネットスターズ (以下「ネットスターズ社」という。)、株式会社電通、SocioFuture株式会社といった合計4社による共同企業体として業務遂行体制を構築し、横浜銀行が代表者として県と業務委託契約を締結している。</p> <p>6月20日に加盟店申請画面における不具合が発生したことから、ネットスターズ社はシステムのソフトウェア (プログラム) のテスト業務を株式会社SHIFT (以下「SHIFT社」という。)へ再委託している。再委託した理由は、6月20日に発生した不具合の原因が、ネットスターズ社のテスト体制の不十分さのためとしているが、システムの品質保持や社内の体制構築はネットスターズ社自身が解決すべき問題であること、SHIFT社が関与しても人為的なミスによるトラブルは防げなかったであろうことから、SHIFT社への再委託費用について、県が費用負担すべきであったか疑問の余地が残る。</p> <p>しかしながら、県がSHIFT社の費用負担について、平常時であれば不要であったと考えられるが、第2弾初日に発生した不具合の迅速な復旧対応と、その後の円滑な運営を維持することの重要性を考慮するとやむを得ない措置であったと言える。</p> <p>システム開発を外部委託した場合、様々な要因で追加費用が発生する可能性はあるが、県は業務内容及び業務量などを把握したうえで、金額の妥当性や負担割合などを十分に検討することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P113)</p>	<p>令和5年度に実施したかながわPay第3弾では、かながわPay (第2弾) の実施状況を踏まえ、ネットスターズ社はシステムに関する業務において再委託を行っておらず、今後、やむを得ない事情により追加の対応が必要になった際には、共同事業体と協議の上、業務内容や費用の妥当性を検討し、契約金額の範囲内において対応していくこととする。</p>	<p>中小企業支援課</p>
<p>24 かながわPay (第2弾) システム開発企業の選定について</p> <p>ネットスターズ社が開発・運営しているかながわPayの決済システムは、第1弾及び第2弾の実施において多くのトラブルが発生している。トラブルの大半はシステム運用段階における作業ミスや作業結果の確認漏れなどの人為的なミスによるもので、それ以外にも他システムとの連携における仕様の確認漏れ、テストの未実施などシステム設計・開発段階におけるソフトウェアのミスも見受けられる。</p> <p>このような人為的なトラブルを繰り返されると、</p>	<p>令和5年度に実施したかながわPay第3弾では、かながわPay (第2弾) の実施状況を踏まえ、ネットスターズ社が当該委託業務に関しての体制強化を図ったこと等により、ソフトウェアのミスや、運用段階における人為的なミスは見受けられなかった。</p> <p>今後、システム開発や運用などの委託業務に係る事業者選定等を行う際は、追加の費用や労力などが発生することのないよ</p>	<p>中小企業支援課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>公的機関のシステムの開発・運営を委託する企業として問題がなかったのか疑念を抱かれかねない。システム開発企業の選定を見誤ってしまうと、システム運用の開始後に、様々なトラブルが発覚し、追加の費用や労力が発生する。県は十分な検討のうえ、システム開発企業選定時に注意することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P114)</p>	<p>う、十分検討の上、対応していくこととする。</p>	
<p>25 商店街活性化の継続的な取組みについて</p> <p>県では商店街の活性化のための事業に取り組んでいるが、県内の商店街数の過去10年間の推移を見てみると、平成25年7月から令和4年10月まで182商店街が減少している。その減少率は16.7%であり、平均すると毎年約18商店街ずつ減少している計算となる。</p> <p>商店街は、それぞれ実情が異なり、抱える課題も様々であるが、周囲の住民からすれば利便性があり、店舗内で常に顔を合わせる住民同士の間で自然に挨拶や会話が生まれれば、それは重要なコミュニティの場となる。</p> <p>近隣の自治体において、1商店街当たり予算規模を比較すると、東京都が突出して大きい。予算規模や商店街数の観点から埼玉県は神奈川県に類似するが、埼玉県では空き店舗検索や他団体支援情報紹介として埼玉大学の社会連携・地域貢献の取組みを紹介するなど神奈川県と異なる施策も実施している。</p> <p>県は、このような他の都道府県の施策や予算規模も参考にしつつ、県の商店街のニーズに合致した商店街活性化施策を実施し、商店街の減少傾向に歯止めをかけるよう努めることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P118)</p>	<p>商店街数の減少は全国的な傾向ではあるが、このような状況にあっても、商店街は身近な買い物場であるとともに地域コミュニティの核としての役割があることから、本県としては、商店街の位置付けや規模等の違いから他の都道府県の施策や予算規模をそのまま参考にすることは難しいと考えるが、専門家派遣による課題の解決や担い手の育成に資する助言、商店街の魅力を高める取組に対する補助などにより、商店街の活性化に向けて引き続き支援していく。</p>	商業流通課
<p>26 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の公平性について</p> <p>県には900位の商店街があることから当該補助を受けた商店街が県内全体の1割強しかないこと、また一つの商店街団体等が年2回実施するところもあれば、1回も実施していない商店街が存在することから、公平性の観点からは望ましいとは言いがたい。</p> <p>この点、当該事業の補助率が3/4以内であり、残り1/4の部分に係る実費負担があることから、申請をためらった商店街団体等があったと推測することができる。</p> <p>県は、商店街団体等への周知を、市町村に協力を依頼するとともに、関係団体を通じた広報、関係団体が発行する情報誌への掲載等により実施し</p>	<p>商店街団体等の実費負担の軽減については、県と協調した支援などについて、引き続き市町村と連携していく。</p> <p>また、より多くの商店街団体等に当該補助を活用いただけるよう、支援施策の広報や申請時の相談などについても、市町村や関係団体等と今後も連携していく。</p>	商業流通課

意見	対応の内容	所管室課
<p>ている。また、県職員が市町村や関係団体と連携して説明会を開催し、さらに申請がなかった商店街団体等のある市町には直接的な働きかけを行い積極的な参加を促しており、不公平にならないように最大限に努力していることは評価できる。</p> <p>しかしながら、県からの直接的な働きかけがあっても申請をためらった商店街団体等があったならば、その理由を聴取して分析・検討し、商店街団体等が申請をためらわないよう、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることが可能であったと考えられる。</p> <p>したがって、今後は類似の補助事業を実施する場合、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P121)</p>		所管室課
<p>27 商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について</p> <p>県は、商店街等名産PR事業費補助を受けた商店街から補助事業報告書を提出させている。この報告書には、「年間売上高」及び「歩行者通行量」（どちらも基準値、目標値、実績値）と「地域住民の満足度」等を記載することになっている。しかしながら、補助事業終了後の翌年度以降の効果検証については、補助額が少額で商店街に負担をかけられないという理由から報告を求めている。</p> <p>PDCAという観点からは、補助事業終了後の翌年度以降の継続的な効果検証を行うこと、もしも商店街に負担をかけられないのであれば、負担がかからないような効果検証を検討することとされたい。</p> <p>また、補助事業報告書の「実施結果を踏まえた課題認識」においては「地域の名産品を知らなかったり、名産品を取り扱っている店舗を利用したことがない方が多かったことから、PR活動を継続して取り組んでいく必要性について課題認識等があった」という回答があったとのことである。当該事業は国からの財源で実施したものであるが、このように当該補助を受けた商店街から名産品のPR活動を継続する必要性を認識したとの声があったのであれば、今後は県が事業費を負担して継続的に実施することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P124)</p>	<p>当該補助の効果検証については、商店街の負担軽減のために、新たに報告書を提出させるのではなくアンケート方式で補助事業終了後の名産品の活用や定着度、歩行者通行量の傾向等について聴取した。(令和5年10月実施)</p> <p>その結果、すべての補助団体からの回答を得ることができ、「商店街、商品の認知度が向上している」、「街の活性化につながった」、「商店街のキャラクターの認知度が向上し、大変有効な補助金だった」等の声をいただいた。</p> <p>なお、この補助事業費については、令和5年度から神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に統合し、県が事業費の一部を負担した上での実施を行うこととなった。</p>	商業流通課
<p>28 若手商業者等交流会開催の有効性について</p> <p>現在、県には900位の商店街があるが、担い手の高齢化が問題視されている。このような状況において、若手商業者等交流会の目標件数4件というのは、到達している目標ではあるものの、交流</p>	<p>若手商業者の交流については、多人数で参加する交流会だけでなく、地域のリーダーとして活躍している商業者のいる商店街へ、今後、リーダーとなること</p>	商業流通課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>会としての回数が少ないものと考えられる。また、県は、当該事業の成果をホームページに掲載しているが、アピールとして物足りないものと考えられる。</p> <p>したがって、市町村の会合や地域事業者の会合等において継続的に広報し、必要な予算も確保して実施件数を増やすとともに、ホームページ等でのアピールを工夫して、事業の有効性を高めることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P126)</p>	<p>が期待される若手事業者が個別に訪問するなど、少人数でも効果的な交流ができるような取組とした。</p> <p>また、県ホームページ等での事業の有効性を高めるためのアピールの方法については、交流会の結果の概要を掲載するなど、より分かりやすくなるよう検討している。</p>	所管室課
<p>29 商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について</p> <p>県では商店街へのインバウンド受入れのためのセミナー等を実施しており、これらのセミナー等の有効性については、開催前に商店街のニーズを汲み取り、セミナー資料等の事前査閲を行って商店街の振興に繋がる内容であるか否か検討を行っているものの、セミナー実施後は参加者に対するアンケートについて回答が任意であったため、その参加者の生の声まで積極的にすくいあげるところまでは至っていなかった。</p> <p>したがって、今後は、セミナー実施後のアンケートを工夫して回答率を向上させ、参加者の満足度や今後の要望等からも事業実施の効果を測定し、その後のセミナー等に役立てることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P128)</p>	<p>インバウンド受入のためのセミナー実施後において、終了時に職員等が直接、アンケートの回収に回るなど、回答率向上に向けた対応を図ることとした。</p>	商業流通課
<p>30 商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について</p> <p>商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について、令和2年度に実施した12商店街団体等のうち1団体が歩行者通行量の記載がないまま報告していた。既に計測時期が経過しているため、県としては、改めて計測し直して報告させることもできず、当該団体に対して計測して翌年度に実績報告するよう指導した。</p> <p>このような報告漏れは当該補助を実施する前にリスクとして想定できたことであり、県は、このようなことが発生しないように、団体に対して説明等を行っていた。</p> <p>補助事業の有効性を正しく測定するためには、今後このような報告の漏れとこれによる効果検証漏れが発生しないよう、補助を受ける商店街団体等に対して十分な説明を行うこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P130)</p>	<p>引き続き事業実施後の効果検証の報告について、応募要領等に明記するとともに、中間検査等の機会を捉えて効果検証の必要性や報告の提出期限等について丁寧に説明をしていくこととした。</p>	商業流通課
<p>31 商店街観光ツアーの効果検証について</p> <p>商店街観光ツアーは商連かながわに委託契約をしているが、「業務委託仕様書」には効果検証につ</p>	<p>監査の結果を踏まえ、令和6年度からは委託先が効果検証を適切に行う旨を委託仕様書に明</p>	商業流通課

意見	対応の内容	所管室課
<p>いての記載がない。このため、効果検証について質問したところ、アンケートによる満足度調査や県内の商店街のツアーの自立開催数を把握することによっており、商連かながわが実施しているとの回答を得た。</p> <p>しかしながら、「業務委託仕様書」に効果検証についての記載がないことから、商連かながわが必要十分な効果検証を実施しているか不明確である。</p> <p>したがって、効果検証を商連かながわに実施させるのであれば、「業務委託仕様書」ないし仕様書に効果検証を含め、かつ必要な経費も予算として確保することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P132)</p>	<p>記することにより、委託先が適切な効果検証を行うことを担保することとした。</p>	<p>所管室課</p>
<p>32 若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性について</p> <p>県のホームページは、他の都道府県のホームページの掲載と異なり、コーディネーター等の情報を具体的に掲載していないため、どのようなコーディネーター及び専門家が派遣され、どのような支援が受けられるか理解しづらい状況にある。</p> <p>したがって、県はアドバイザーの派遣を受けようとする商店街団体等にとって、コーディネーター派遣及び専門家派遣をより受けられやすくし、結果として商店街団体等への派遣が増加し、事業の有効性を高められるよう、他の自治体のホームページを参考として、常時派遣されるコーディネーター及び専門家の顔写真や実績などをホームページに掲載するとともに、県における成功事例や利用者の声などもホームページに掲載することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P135)</p>	<p>令和5年12月から、若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街アドバイザー派遣を掲載する県ホームページに、派遣する専門家の紹介や指導例などの詳細を具体的に記載し、コーディネーター等からどのような支援が受けられるか、商店街団体等が理解しやすい内容にリニューアルを行った。</p>	<p>商業流通課</p>
<p>33 運輸事業振興助成交付金の実績の調査について</p> <p>運輸事業振興助成交付金の実績を調査した結果の調査書において、横浜市交通局と川崎市交通局では「調査の内容」「事業概要」「調査の総評」を記載しており、調査のポイント通りの調査が行われたことが理解できる。これに対して、トラック協会及びバス協会の調査書では「事業概要」が記載されておらず、調査のポイントにある「各帳票金額の積み上げが決算額と合致するか」について確認したのか不明確である。</p> <p>両協会の「事業概要」はページ数が多いため、別紙としているとのことであるが、そうであるならば、両協会の調査書では「事業概要」を省略せずに記載し、「別紙参照」とすることとされたい。</p> <p>また、当該調査の手続書又はチェックリストに</p>	<p>トラック協会及びバス協会の調査書について「事業概要」を省略せず記載し「別紙参照」とするとともに、調査項目や調査結果の記録や保存方法については、調査項目を明確にしたチェックリストを作成、それを基に調査を実施し、調査結果を作成するなどの見直しを行った。</p>	<p>商業流通課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>類似したものは存在し、調査結果の保存もしてはいるが、誰が調査しても結果が同じになるよう、また調査の過程を後から確認しうるよう、調査項目や調査結果の記録や保存方法について工夫されたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P140)</p>		
<p>34 中小企業制度融資メニューの定期的な見直しについて</p> <p>中小企業の経営環境は厳しい状況であり、金融のセーフティネットとしての中小企業制度融資は、民間金融には手の届かない部分をフォローする重要な役割を担っている。そのため、県は制度融資の設計者・提供者として、時代の変化に応じた資金需要者の幅広いニーズに適合する様々な融資メニューを継続的に提供する責務を有している。</p> <p>そのため、県は融資実績を定期的に分析し、中小企業にとって、より一層利用しやすい中小企業制度融資となるよう融資メニューの内容を適宜見直すこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P154)</p>	<p>中小企業制度融資については、厳しい経営状況に置かれた中小企業に対して、金融のセーフティネットとしての役割を果たすとともに、変化する多様なニーズに応じていく必要があるが、年度によっては融資実績がないメニューが存在していた。</p> <p>これまでも中小企業にとって利用しやすい融資メニューとなるよう年度ごとに融資状況を分析してメニュー等を見直してきたが、令和6年度以降についても、中小企業のニーズを見極めつつ、メニューの新設改廃を行っていくこととした。</p>	金融課
<p>35 信用保証事業費補助金の实地調査の見直しについて</p> <p>信用保証事業費補助金については、保証後1年以内に代位弁済に至った取引があることから、当該代位弁済に至った取引については、その経緯を検証し、今後の保証審査にフィードバックすることが必要である。</p> <p>この点、県は信用保証事業費補助金の实地調査を実施しているが、事業年度終了後にしか行われていないことから、期中管理の強化を行うことが必要である。なぜなら、現状の实地調査では、調査した結果、仮に問題が発覚しても、調査対象年度で改善することはできないからである。さらに、検査対象とする契約についても、事前通知した案件のみではなく、抜き打ちで選定した契約も含めて調査を行う方がより有効である。</p> <p>以上のことから、県は信用保証事業費補助金の实地調査について、その時期ないし体制・方法を拡充することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P162)</p>	<p>信用保証事業費補助金については、より効果的な執行管理ができるように、令和6年度以降、实地調査の時期、体制及び方法を次のとおり変更することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証後1年以内に代位弁済に至った契約を实地調査の調査項目に加え、早期の代位弁済に至った経緯等を検証し調査対象先（県信用保証協会）にもフィードバックする。 調査時期については、信用保証事業の期中管理を強化するため、従来の事業年度終了後だけでなく、事業年度中にも実施する。事業年度終了後の調査は従来どおり県職員が調査対象先に直接赴き調査を実施する方法（实地調査）で行い、事業年度中の調査は調査の効率性及び実効性を考慮し、調査対象先から県に毎月報告される補助金請求データを庁内で調査する方法（書 	金融課

意見	対応の内容	所管室課
	<p>面調査)で半期に一度行う(9月末累計の補助金請求データを10月に調査する予定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前通知した案件のみではなく、抜き打ちで選定した契約で調査を行うことについて、現状では調査対象資料としている決裁後の稟議書等は原則全て社外倉庫に保管されており、抜き打ちで調査可能な案件はわずかであるため、調査の実行性は不確実である。また、仮に決裁稟議途中又は決裁稟議前の資料を抜き打ちで調査対象にするとしても当該調査の主目的は県への補助金請求が適切であるかのチェックであることから、補助金請求データが県に到着する前に調査を行ったとしても、その有効性は乏しい。そのため、実地調査の際には抜き打ちで選定した契約の調査は必須とはしないものの、調査時の状況を判断しながら可能な限り実施する。 	所管室課
<p>36 中小企業高度化資金制度の見直しについて</p> <p>中小企業高度化資金制度のうち、B方式事業以外については、平成27年度以降、新規の貸付実績がない。ここでB方式事業は、二つ以上の都道府県にまたがる広域事業に対する貸付方式である。言い換えると、神奈川県内のみで事業を行う組合等に対しては、平成27年度以降、一つも貸付実績がない状況であることから、当該制度は時代のニーズに適合しなくなってきた可能性がある。</p> <p>したがって、当該制度の利用を促進していくためには、制度設計を再検討し、「利用しやすい制度」として見直すこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P167)</p>	<p>中小企業高度化資金については、制度設計者である独立行政法人中小企業基盤整備機構が、時代のニーズに適合した利用しやすい制度とするため、制度設計を見直していく必要がある。</p> <p>この点については、監査の結果を踏まえ、利用実態や事業者のニーズを分析し、より利用しやすい制度に見直すよう、令和6年1月16日に開催された高度化事業ブロック会議において、同機構に県から強く要望した。</p>	金融課
<p>37 中小企業高度化資金の回収遅延債権について</p> <p>高度化資金については、貸付先が組合であること等に起因する特有の事情もあって、延滞債権の償還は少額かつ長期分納になっており、完済の目的が立ちにくい状況になっている債権が存在している。</p> <p>県はこのような延滞債権について、債権の管理コスト及び回収コストも発生していることから、</p>	<p>中小企業高度化資金の延滞債権については、長期にわたる回収コストを削減し、早期解決を目指すため、より効果的な回収促進策を実行していく必要があると考えている。</p> <p>この点について、既に、債権回収に特化した委任弁護士と緊</p>	金融課

意見	対応の内容	所管室課
<p>今後は、より回収を促進するための方策を講じることとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P169)</p>	<p>密に連携して連帯保証人に対する訴訟を進めるなどしており、回収見込みのなくなった段階で債権放棄の手続を進めることとしている。今後も引き続き、効果的な回収促進策を実行していく。</p>	
<p>38 神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第10条第1項において、かながわ労働プラザの開館時間は、原則として午前9時から午後10時までと規定されている。一方、神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の独自事業として開設されている寿労働センター無料職業紹介所では、その開館時間を午前8時30分から午後5時00分までとしており、他の入居団体も多少の違いはあるものの同様の状況である。 県の説明によると、例えば、電気料金については、指定管理者、入居団体ともに各々の利用面積に応じて按分計算がなされているとのことであるが、同一建物内の指定管理者と他の入居団体では開館時間及び開館曜日に大きな乖離があるため、単純な面積按分が果たして合理的な基準なのかどうか疑問を持たざるを得ない。この点、監査人は、県から単純な面積按分が合理的である旨の十分な説明資料を入手することができなかった。 同一建物内において入居条件が大きく異なる場合には、電気料金等のコストを面積按分したうえで入居団体に負担させることが合理的なのかどうか説明できる体制を構築するとともに、その計算が合理的であるかについて定期的に確認する体制を構築されたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P175)</p>	<p>令和7年度までの、第4期指定管理期間における指定管理者とかながわ労働プラザの入居団体（県管理部分に入居する県機関及び団体等）間の電気料金等の負担割合については、面積按分することを現行の基本協定書等にて定めており、開館時間等の点を反映させることが困難ではあるが、この負担方法については、令和8年度からの次期指定管理者選定（指定管理が継続する場合の募集開始時期は令和7年1月以降予定）の中で検討する。</p>	雇用労政課
<p>39 神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて 神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理業務の対象となっている貸会議室の利用率が新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。約90億円を投じて建設した神奈川県立かながわ労働プラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用のコストは令和4年度実績では年間14百万円超となる。 未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はコストが伴っているという意識のもと、貸会議室の</p>	<p>コロナの5類移行後も貸会議室の利用率が低い水準で推移していることについては、様々な要因が複合的に絡み合っている状況だが、未利用の状態はコストが伴っているという認識を持った上で、その要因を整理・分析し、今後、貸会議室の利用率向上に向け、施設利用者の多様なニーズに応じられるよう、会議室等の用途を広げる取組などの検討を進めることとした。</p>	雇用労政課

意見	対応の内容	所管室課
<p>在り方について抜本的な見直しをされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P183)</p>		
<p>40 神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について 神奈川県立かながわ労働プラザは、供用開始から約28年が経過しているものの、建物の構造上、残存耐用年数は四半世紀近くあると考えられる。 ところが、旧レストランの厨房は未使用となつてから3年が経過しているにもかかわらず、今後の利活用についての結論が出ていない状況である。 神奈川県立かながわ労働プラザは、不特定多数の利用者が存在する公の施設であることから、未使用となつた厨房設備については、長期間放置することのないよう、今後の方針を早期に定めるなどして、適切な維持管理に努めることとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P186)</p>	<p>旧レストランの厨房について、厨房以外の用途に使用とした場合、厨房設備の撤去、消防設備の改修、室内の改修等に数百万円を要することから、費用対効果を勘案し、適切な管理方法について、令和6年度中を目途に検討し、今後の方針を定めていく。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>41 労働センターの外国人労働相談の見直しについて 労働センターの本所及び県央支所において、外国人労働相談を毎週又は隔週の頻度で実施している。この外国人労働相談で対象としている外国語は、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びベトナム語の4か国語であり、他言語については国や他部署の類似施設に誘導しているとのことである。 監査人の試算によると、全体の外国人労働相談件数は減少傾向にあることに起因して、外国人労働相談の1件当たりのコストは16,000円を超えていることから、現状の外国人労働相談の行政サービスの在り方について疑問を持った。 この点、県は利用実績などのニーズ等を勘案しながら対応言語を決めているとしている。しかしながら、実際には、ベトナム語は相対的な稼働率が低いと言わざるを得ない。また、県は監査人に効果検証の方法を十分に提示することもできなかった。 今後、日本人の人口減少に起因して外国人労働者が増加する可能性が高く、彼らの労働相談に対する潜在的なニーズは高いと想定されることから、県は現状の外国人労働相談の在り方及び効果の検証方法をより充実したものとなるよう見直し、もって外国人労働相談1件当たりコストを削減するなどして、経済性及び効率性を高めることとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P193)</p>	<p>外国人労働相談は専門相談員(大学教員や弁護士)が言語ごとの通訳とともに相談に応じる方法で実施してきたが、監査の結果を踏まえ、令和6年4月から、外国人労働相談の通訳業務の一部を、民間の多言語通訳コールセンターに委託したことにより、これまでは対応する言語ごとに相談日が限られていた体制を見直し、同一相談日に、中国語、ベトナム語、スペイン語の3言語の相談に応じられる体制とした。</p>	<p>雇用労政課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>42 かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について</p> <p>かながわ労働センターの本所及び川崎支所では、日中の労働相談が困難な方に向けて、19時30分まで延長した夜間労働相談を実施している。ところが、川崎支所における利用者数は、開始以来、低迷した状況が続いている。その原因として、月に1回しか夜間労働相談を利用できず、かつ事前予約が必要という点で、本所と比べて利便性に欠けることが挙げられる。また、1件の相談に対して最低2名の相談体制を構築せざるを得ないことから、利用者数が伸びないと経済性が発揮しづらい。この点、監査人の推計によれば、令和4年度の夜間労働相談1回当たりのコストは14,790円となるため、地方自治法第2条第14項で規定される「最少の経費で最大の効果」を発揮できているか疑念が生じる。さらに、川崎支所の周辺に居住していないと現実的には利用者が相談に訪れにくいことから、平等性の観点からも疑問が残る。</p> <p>したがって、県は、事業全体の経済性、効率性及び平等性の観点から、川崎支所の夜間労働相談を本所に統合するなど体制の再構築を検討することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P196)</p>	<p>かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談については、事前予約制とすることにより、最小限の経費となるよう、取り組んでいるところであるが、一方で、夜間労働相談が月に1回しか利用できず、かつ事前予約が必要であるという点で利便性に欠けることなどが要因となって、利用者数が伸び悩んでいる状況である。</p> <p>以前は来所のみでの相談としていたが、電話による相談も可能とするなど、利便性を上げる改善を行った上で再度検証し、川崎支所における夜間労働相談事業の継続等について、令和6年度中を目途に検討していく。</p>	雇用労政課
<p>43 出先機関で保有する絵画の取扱いについて</p> <p>出先機関の中には、寄附等により受け入れた絵画がいくつか存在するが、その保管方法が絵画の保管に適さない環境にある可能性が高い。</p> <p>寄附者はその絵画を有効に活用してほしいという思いから県に寄附するのであるから、県は美術品の保管状況を網羅的に確認したうえで、これを適切な環境で保管することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P197)</p>	<p>今回の意見の対象となった、かながわ労働センター川崎支所の倉庫で保管している絵画については、学芸員の意見も踏まえ、き損部分を修復し、盗難予防等の措置を行ったうえで、令和6年6月からかながわ労働プラザ会議室に展示した。</p>	雇用労政課
<p>44 就労支援施設の稼働率向上について</p> <p>県は、横浜S Tビルにおいて、「ジョブカフェ」（かながわ若者就職支援センター）及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」という二つの就労支援施設の運営を行っており、関連事業予算は8千万円を超え、県の重要施策の一つとして位置付けている。</p> <p>監査人の推計によれば、令和4年度の稼働率は、ジョブカフェが59.7%、シニア・ジョブスタイル・かながわが80.1%となっており、費用対効果の観点から、さらなる稼働率の向上を目指す必要性がある。</p> <p>この点、稼働率向上のための具体的な施策を明確に示すことは難しい部分もあるが、例えば、県</p>	<p>監査の結果を踏まえ、県ホームページに掲載している活用チャートを廃止し、利用者が希望する相談内容を選択すると、対応できる施設のホームページのリンクへアクセスできる仕様に改善を行った。</p> <p>また、横浜S Tビル内にある国と横浜市の運営する類似施設の「よこはま若者サポートステーション」のホームページにおいても、その案内が見られるように改善を行い、どこに行けば良いのか直感的に分かりづらい</p>	雇用労政課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>のホームページに掲載している活用チャートは複雑な作りとなっており、容易に理解することができないという点で改善の余地がある。また、ジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわのホームページには、上記活用チャートが掲載されておらず、利用者目線に立った適切な周知方法なのか疑問が残る。さらに、横浜STビル内における就労支援施設への誘導も、ハローワークの総合窓口に行かない限り円滑に案内されない可能性が高いことから、工夫の余地がある。</p> <p>以上のことから、県はジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわの稼働率の向上を図るために、これまで以上に国と横浜市との連携の強化を図りながら、横浜STビルへの誘導方法のみならず、施設の周知方法について可能な限り工夫することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P202)</p>	<p>という点の改善に努めた。「ジョブカフェ」及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」のホームページにおいても、令和6年6月に同様の案内が閲覧できることとした。</p> <p>さらに、横浜STビルの施設一覧を国が運営する「ハローワークプラザよこはま」のホームページに掲載した。そのほか、横浜STビル内における各就労支援施設への利用者の案内については、1階にある「ハローワークプラザよこはま」が従前どおり総合窓口としての役割を担い、建物外にも施設一覧の看板を設置することで各就労支援施設への円滑な案内に寄与している。</p> <p>今後は、更なる稼働率向上のため、「ジョブカフェ」及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において、引き続き、利用者が必要とする魅力ある就職支援プログラムを提供していくとともに、新たな利用者を増やすため、SNSやWeb広告など、効果的な方法で広く施設の周知を行っていくこととした。</p>	所管室課
<p>45 就職氷河期世代支援の有効性について</p> <p>いわゆる就職氷河期世代のうち、不安定な就労環境や無業の状態にある方々は、県内に約66,000人も在住していると推計がなされており、県は令和2年度以降、国と連携を取りながら、様々なプログラムを実施してきた。</p> <p>しかしながら、当該プログラムを通じて正規雇用まで導けたのは、3年間の累計で181人であり、あまりにも成果が乏しいと言わざるを得ない。県は、令和4年度において、関連事業費として約1億1千万円を投じたにもかかわらず、その成果が目標の3分の1程度であり、地方自治法第2条第14項に掲げる「最少の経費で最大の効果」を発揮できていない。国が令和4年12月27日付けで公表している「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」によると、令和5年度以降、就職氷河期世代支援の第二ステージと位置づけ、支援策の拡充を図ることを宣言している。</p>	<p>今後は、国（神奈川県労働局やハローワーク）と、主に広報に関して連携を強化することによって、県事業への参加者数をより増やしていく。</p> <p>また、集客力のある合同就職面接会「かながわ正社員就職フェア」においては、より多くの企業が出展できるよう開催方法を工夫し、就職氷河期世代の求職者とのマッチング率を高めていく。</p>	雇用労政課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>したがって、県は国と協力しながら、事業の有効性の観点から、就職氷河期世代に対する支援を拡充することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書P204)</p>		
<p>46 障害者雇用率の向上施策の徹底について 県は令和4年度の障害者雇用促進事業費として26百万円を超える予算を確保したうえで、法定雇用率を達成するためのKPI目標値を設定し、未達成企業への個別訪問を幅広く実施している。しかしながら、KPI目標値の達成が未達の状況であり、結果的に予算執行の非経済性が際立つ結果となっている。 県は、3年間で県内の未達成企業約2,700社に対して個別訪問を実施するとしているが、限られた人的なリソースを考慮すれば、訪問先をランク分けするなどして個別訪問先を絞り込むこと、また法定雇用率を達成している埼玉県など他県の情報を定期的に収集し、これを活用するなどして、より効率的かつ効果的な法定雇用率向上のための施策を着実に実施していくこととされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書P208)</p>	<p>法定雇用率未達成の企業に対する個別訪問については、限られた人的リソースで効率的に実施するため、国や横浜市等の自治体と、地域ごとに訪問すべき企業の選別や役割分担、訪問の実施方法を調整するなど、さらに連携を図りながら実施していく。 また、埼玉県などの先進的な障がい者雇用施策に取り組む自治体に調査を実施し、障がい者雇用未経験の中小企業を対象に、障がい者と「ともに働く」ことのイメージを持ってもらうための体験実習事業など、令和6年度から実施する新たな施策に反映した。新たな施策においても国、県内の自治体、各地域の障害者就業・生活支援センターと連携しながら取り組み、実雇用率向上を目指す。</p>	雇用労政課
<p>47 募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなど配布物の効果測定について 県は、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校及び神奈川県立西部総合職業技術校を設置して運営管理し、また国が設置した神奈川障害者職業能力開発校を運営・管理している。各校は応募者の増加及び定員の充足を目指して募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどを作成し、関係各所に配布しているが、その後は各機関からチラシ不足の連絡が入った際に、その都度再送している。 しかしながら、各校はこれらの印刷部数・配布部数をおおむね把握しているものの、それが最終的に何名に行き渡ったのかを把握しておらず、また配布物に対するアンケート調査も実施していない。リーフレット等の配布には、印刷その他のコストがかかるのであるから、その効果を検証することが必要である。 したがって、各校は、募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどについて、各機関への配布実績を把握することにより、配布</p>	<p>配布物に対するアンケート調査は、配布物によって各校事業の魅力が伝えられたかを確認する手段として有効であると考えられるため、入校選考の受験者に対し、リーフレット等の広報媒体や広報物で気づいた点などの調査を実施する取組を令和5年11月から開始した。 また、「最終的に何名に行き渡ったのかを把握する調査」は、費用対効果の面からも実施することは困難であると考え、ハローワークなどの主要な広報配架先機関には引き続き、連携して配架数量を確認し、必要に応じて追加送付するなどの対応を行っていく。 さらに、配布部数については、各校で一元的に管理し、追加で配布する部数もその都度更新す</p>	産業人材課

意見	対応の内容	所管室課
<p>物が潜在的な応募者に広く行き渡り、募集案内及びコース案内並びに各校の魅力の周知できているかを確認すること、また今後は配布物に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を生徒募集などの校運営に活用することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P211)</p>	<p>ることでしっかりと状況把握に努める。 これらの取組により、効率的な広報に繋げるとともに、配布先の検証や開拓を行っていく。</p>	<p>所管室課</p>
<p>48 SNSの活用について 県の各校（神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県立障害者職業能力開発校）は、X（旧 Twitter）について、そのポスト機能を積極的に活用して授業風景やイベント等を発信しているが、リポストやリプライ機能を活用できていない。 また、X以外のSNSを積極的に利用しておらず、各校の魅力をより多くの潜在的な応募者に知ってもらおうという意識が薄いと言わざるを得ない。例えば、Instagramは、10代、20代の利用率が高いため、これから受験・入校を検討するであろう世代や在校生が利用する可能性が高いと考えられる。 各校は、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営（予算）の有効性を高める方策の一つとして、各種SNSの利用率を注視しながら、柔軟に対応してSNSを活用することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P215)</p>	<p>各校は、費用対効果や公的な施設としての情報発信リスクなど、多角的な観点から判断し、X（旧 Twitter）のリプライ機能を今後も積極的に活用することは考えていないが、リポスト機能については、校と関係機関が連携した募集イベントで活用している。 当面は各種SNSの利用率を注視しながらも、利用率の高いXを継続利用することとし、今後についてはSNSの利用率の変遷を確認しつつ、柔軟に対応していくこととする。 なお、一部の若年層が多い校については、令和6年5月からX以外のInstagramやFacebookを用いた定期的な情報発信を始めるところである。</p>	<p>産業人材課</p>
<p>49 障害者就職促進委託訓練実施業務の見直しについて 神奈川県立障害者職業能力開発校は、障がいのある方が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することができるよう、短期の公共職業訓練を外部委託し、多様な訓練の実施を目指している。しかしながら、コロナ禍の前を含め直近6年間において、参加率が50%未満のコースが総コース数のうち40%から65%の割合で推移していることが判明した。参加者が非常に少ないコースは、事業の有効性が低いと言わざるを得ない。 したがって、県は事業の有効性の観点から、受講者の参加率が50%を下回るようなコースについて例えば統廃合の方法を検討するなどの対策を行うほか、必要に応じ制度設計を行っている国との相談、調整のうえ、委託訓練コースの規模の適正化に向けて見直していくこととされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P228)</p>	<p>障がいの特性は多種多様であるため、短期の公共職業訓練に係るコース（以下「コース」という。）へのニーズも多岐にわたっており、実施場所や時期を受講希望者の希望に近い場所や時期とすることが望ましく、参加率を基準に統廃合を行うことで、コースの種類を減らすと、障がいの訓練の受講機会が制限される可能性がある。 また、受託者である外部機関とは、受講生1人当たりの単価契約を締結しているため、経費の影響は少なく、規模の適正化に向けた見直しの必要性も低いと考えている。 以上のことから、現時点ではコースの統廃合等については行わないが、一方、全体的な傾向</p>	<p>産業人材課</p>

意見	対応の内容	所管室課
	<p>として、コース受講者の参加率が低迷している一面はあると考えられる。そのため、広報の拡充等を検討するなど、引き続き普及啓発を行っていくとともに、必要に応じ、制度設計を行っている国に適宜相談、調整等を行い、より身近な地域で受講がしやすい制度への改善を目指していく。</p>	
<p>50 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校における就職以外の中退者の削減について</p> <p>直近6年間（平成29年度から令和4年度）において、就職以外の中退率は、東部校11.9%～14.5%、西部校7.2%～12.7%となっている。各校は、入校者全員が就職することを目指してコースを設置して運営していることから、就職以外の中退者が多い状況は、その分だけ授業料収入が確保されないことから、校運営コストの負担が大きくなり、したがって事業予算の有効性が損なわれていると言わざるを得ない。</p> <p>各校は、具体的な対策として、入校前のオープンキャンパスや体験入校、ホームページによりコースや就職についての理解を深めてもらい、入校後のミスマッチが低減するよう努めている。また、訓練中の悩みや就職に関する相談を個別に行うことや、心理カウンセラーに個人的に相談することができる体制を整えている。</p> <p>しかしながら、このような対策を講じて、就職以外の中退者が多い現状を鑑みれば、事業予算の有効性を高めるため、更なる対策を策定・実行することとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書 P230）</p>	<p>監査の結果を踏まえ、入校後のミスマッチ低減のため、公共職業安定所と連携して安定所内で職業訓練を体験できる「チョコっと、トレーニング」を新たに実施した。</p> <p>また、通常のオープンキャンパスとは別に、職員が直接の案内をせず、入校希望者等が各実習スペースの2次元コードをスマートフォン等で読み取ることによってコース概要を見て、自由に校内を見学することが可能な「スマートオープンキャンパス」を新たに実施した。</p> <p>「チョコっと、トレーニング」は公共職業安定所に職業相談に来所した際に、職業訓練を体験することができ、「スマートオープンキャンパス」は、閉庁日や訓練休業日を除いた平日全てにおいて、都合の良い時間に自由に校内を見学できるようにしており、入校後のミスマッチを防ぐ効果に寄与することが期待できる。</p> <p>これまでの取組に加えて、上記の新たな取組により、職業技術校を知っていただく機会を大幅に増やし、自身の希望に合う訓練コースの選択、また訓練継続に向けた検討及び就職先を検討する機会を提供して、入校後のミスマッチの低減を図るなど、事業予算の有効性を高める取組を今後も進めていく。</p>	<p>産業人材課</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>51 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロー体制の構築について</p> <p>東部校、西部校の目的は入校者を専門技術者に育て、就職までサポートすることであり、就職するための技術を身に付けることが東部校、西部校の役割といえる。しかしながら、就職による中退率は直近6年間において、11.6%から19.9%で推移している。就職による中退者が存在するという事は、訓練が途中で終了し、身に付けるべきであった技術が中途半端な状態で就職していることを意味する。各校は、就職による中退者に対して、就職後のアンケートや個別的なフォローを実施していない。</p> <p>したがって、事業予算の有効性を高めるため、就職による中退者に対して、アンケートによる就業状況の調査を実施するとともに、未受講の授業について、「プロの技術」を身につけさせるための個別的なフォローを実施することができる体制を構築することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P233)</p>	<p>総合職業技術校の目的は就労を目指して専門的な技術を身につけることであるため、本来中途退校は望ましいものではないが、就職が決まり退校をする者(以下、「就職中退者」とする。)は、職業訓練を通じて一定程度の技術を習得しており、企業は、自社で必要とする技術を身につけているか確認した上で、採用している。</p> <p>また、就職中退者のうち、就職先で必要な技術は身につけているものの、技術の幅を広げることや、更に高度な技術の習得を希望する場合は、「在職者訓練(スキルアップセミナー)」により知識、技術・技能を向上するための訓練を受講することができるため、就職して従業員となった者へは就職先企業が在職者訓練へ派遣することを通じて、一定程度のフォローは行っている。</p> <p>なお、在職者訓練のうち、特に「オーダー型スキルアップセミナー」は就職中退者個々のスキルや業務の必要性に応じて企業と綿密な相談の上で受講することができるため、継続してフォローできる形となっており、効果的なメニューとなっている。</p> <p>引き続き、企業へ上記の取組を丁寧に周知し利用してもらうことで、就職先企業も含めた在職者訓練による支援を通じて、就職中退者の個別的なフォローを行っていく。</p>	産業人材課
<p>52 神奈川県立産業技術短期大学の定員割れの改善について</p> <p>短大校の定員は200人であり、直近6年間における入校者数の推移は、平成30年度170人、令和元年度176人、令和2年度167人、令和3年度146人、令和4年度156人、令和5年度137人と、常に定員割れをしており、入校率が減少している傾向が見てとれる。</p> <p>短大校は、入校率を高めるために様々な施策を</p>	<p>広報媒体の拡充のため、新たに作成した広報用動画を令和6年3月にYouTube等で公開し、広報強化を図った。</p> <p>また、令和6年6月に、産業技術短期大学校(以下「短大校」という。)のホームページのリニューアルを実施したが、引き続き改善を行うなど、対象者であ</p>	産業人材課

意見	対応の内容	所管室課
<p>実施しているが、少子化や近隣他校の存在を定員割れの理由に挙げており、また入校率の高い他県との比較で短大校は劣っていないというマインドである。このようなマインドでは、短大校の入校率を上げることは難しい。県では中小企業から短大校への要望や求人数が多いという状況であることから、これに答えるため、マインドをリセットし、入校率を上げて、事業予算の有効性を高めるための抜本的な改革を早急に策定・実行することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P236)</p>	<p>る若者への広報に取り組んでいく。</p> <p>さらに、今後の新たな取組として、学校教育法では、職業能力開発促進法に基づき設置された短期大学校から文部科学省所管の4年制大学への編入学は規定されていないが、令和5年12月に構造改革特別区域計画が内閣総理大臣に認定され、令和7年4月から、短大校の卒業後に湘南工科大学及び東京工芸大学の2校の3学年への編入学が可能となる。高度な知識・技術の修得を目指す意欲のある短大校の学生にとって、卒業後の選択肢の幅が増え、短大校の魅力向上につながることを想定される。</p> <p>短大校の魅力向上に関しては、こうした取組を行うとともに、更なる検討を継続して行っていく。</p>	<p>所管室課</p>
<p>53 神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について</p> <p>短大校は平成7年4月の開校から約28年が経過している。監査人が短大校を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や修繕が不可能な空調設備も散見された。学校見学者に対するアンケートの結果においても、設備の老朽化が指摘されている。しかも、そのような意見は複数年のアンケート結果で見られ、したがって、短大校は老朽化によって受験を避けられている可能性がある。</p> <p>県は、短大校の入校率を向上させ、生徒が快適な環境で学べるよう、早期に施設の大規模修繕計画を策定・実行することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P243)</p>	<p>空調設備に関しては、令和6年度に基本設計、令和7年度に実施設計を行い、令和8年度にヒートポンプ式空調設備に全面更新を行う計画である。</p> <p>また、トイレも全面更新に向け検討・調整を行っており、学生が快適な環境で学べる環境づくりを可能な範囲で少しずつ、進めていきたいと考えている。</p>	<p>産業人材課</p>
<p>54 正味財産増減計算書における表示の適正性について</p> <p>公益財団法人神奈川県立産業振興センター（以下「KIP」という。）は年間10億円を超える規模の補助金を受けており、そのうち神奈川県立産業振興センター事業費補助金（国庫）未病、小規模企業者等設備貸与事業費補助金及びエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、指定正味財産として受け入れている。指定正味財産とした補助金は、その目的に沿った使用により制約が解除される額を一般正味財産へ振り替えることが公益法人会計基準で</p>	<p>公益法人会計基準に基づき、「小規模企業者等設備貸与事業費補助金」については、貸与債権に対する貸倒償却時の資金を補助する臨時的な収益であり、償却による損失（費用）の遡及益という過年度の修正項目と同様の性格を有する臨時的な収益でもあるため、経常外収益として取り扱うのが妥当であると判断し、継続性の観点からも、現</p>	<p>神奈川県立産業振興センター（中小企業支援課）</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>定められている。</p> <p>この点に関して、K I Pの令和4年度の正味財産増減計算書においては、「経常外収益」の指定正味財産振替額 27 百万円の中に、小規模企業者等設備貸与事業費補助金の目的事由の発生に伴う受取補助金の振替額 21 百万円が含まれている。小規模企業者等設備貸与事業費補助金は、小規模企業者等への貸与事業における交付対象経費について県が補助金を交付したものである。K I Pは、これを「貸倒引当金積立金」として区分管理し、目的使用に充てるとともに、将来の貸与事業の廃止の際には、残余金を県に返還することになっている。</p> <p>K I Pにおける補助金の重要性和指定正味財産の会計処理の重要性を鑑みれば、「経常外収益」に計上されている小規模企業者等設備貸与事業費補助金にかかわる「指定正味財産振替額」は、小規模企業者等設備貸与事業における経常的な事業の結果に伴う補助金の使用であることから、「経常収益」において「受取補助金等振替額」として計上することとされたい。</p> <p>また、「経常外収益」に計上されている「小規模企業者等設備貸与事業費補助金」以外の指定正味財産振替額については、過去に指定正味財産として受け入れた際の内容を確認し、例えば受取寄附金による指定正味財産であれば「受取寄附金振替額」とするなど適切な勘定科目で会計処理をすることとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P250)</p>	<p>状のままとする。</p> <p>また、決算書の表示科目として、「指定正味財産振替額」について、監査の結果を踏まえ、令和5年度決算より補助金によるものは「受取補助金等振替額」とし、寄付金によるものは「受取寄付金振替額」という勘定科目(補助科目)を設定してより明確化した。</p>	<p>所管室課</p>
<p>55 正味財産増減計算書内訳表の内部取引等消去欄の整理について</p> <p>K I Pは、令和4年度の決算諸表として、貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書及び財産目録を作成している。</p> <p>このうち、正味財産増減計算書内訳表については、「内部取引消去」欄に0以外の金額が残ったものを最終的な正味財産増減計算書内訳表としている。これは、正味財産増減計算書内訳表の「内部取引消去」欄よりも左側の「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」又は「法人会計」の会計区分の計上額の中に、「内部取引消去」前の金額となっている科目が含まれることを意味する。</p> <p>K I Pの説明では、本来収益事業を実施するフロアにおいて、公益目的事業を実施するような場合に、本来収益事業で得られる相当額を収益事業等会計において認識する整理を実施している。そ</p>	<p>公益法人会計基準では、内部取引消去については、内部取引額を含めた総額から内部取引消去欄にて相殺消去する方法と、内部取引消去欄を使用せず各会計区分で相殺消去する方法がある。</p> <p>当センターでは、内部取引消去がどの科目で発生したかわかるよう、内部取引消去欄にて相殺消去する表示形式での正味財産増減計算書内訳表を作成していたが、監査の結果を踏まえ、令和5年度決算より、他団体等の表示形式などを参考に実態に合わせ、内部取引消去欄を使用せず各会計区分で相殺消去する表示形式での正味財産増減計算書内訳表を作成している。</p>	<p>神奈川産業振興センター(中小企業支援課)</p>

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>のため各会計区分で最終的に計上すべき額よりも「内部取引消去」欄の額だけ該当する収益及び費用が過大となるが、内部取引等消去欄で消去することで合計額として正味財産増減計算書と一致するということであった。また、K I Pでは、公益法人に提出が義務付けられる公益認定法上の定期提出書類のうちの公益目的事業比率の算定等においては、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の金額から適正に調整して各会計区分における適正な事業費・管理費を算出し、正しい公益目的事業比率を計算しているとのことである。</p> <p>しかしながら、「内部取引消去」欄の額だけ各会計区分で計上すべき額よりも該当する収益及び費用が過大となる正味財産増減計算書内訳表では公益目的事業比率等を適正に算定しない公益法人が出現しかねないことから、認定法施行規則第30条第6項に規定する正味財産増減計算書内訳表においては、「内部取引消去」欄の額を各会計区分で適正に控除し「内部取引消去」欄の額が0となる正味財産増減計算書内訳表が最終的な正味財産増減計算書内訳表とされている。</p> <p>したがって、K I Pにおいては正味財産増減計算書内訳表を作成するにあたって、内部取引等を消去した後の適正な金額をもって、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の収益及び費用を計上することを検討されたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P253)</p>		所管室課
<p>56 正味財産増減計算書内訳表における補助金の計上区分について</p> <p>神奈川中小企業センタービルは、県とK I Pの二者によって所有されている。地下1階から地上14階までのフロアがある。このうち、4階から6階までを県が所有し、それ以外をK I Pが所有している。県は所有する4階から6階のうち、県が他の法人へ直接貸与等している部分以外の部分をK I Pに貸与し、K I Pは公益目的事業等に使用している。K I Pは自己所有する部分のうち、地下1階と7階のそれぞれ一部において公益目的事業を実施し、それ以外の殆どを収益事業として賃貸している。</p> <p>K I Pは、正味財産増減計算書内訳表の収1（ビル運営事業）区分に21百万円の受取地方公共団体補助金を計上している。この内訳は、神奈川産業振興センター事業費補助金17百万円、神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助金3百万円である。これらの補助金は、センタービルの共用部分（専有部分以外）に関する費用負担について、</p>	<p>補助金要綱より、該当補助金は本所の維持に必要な光熱水料費、共益費等に充てるものであり、センタービルの維持・管理・運営を行っている収益事業（収1）にて収益、費用とも計上し、実態に即した会計処理としている。監査の結果を踏まえ、以下のとおり、令和5年度決算より計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> センター事業費補助金にて補助される施設共益費は、専有部分（4階～6階部分）において補助対象事業が使用する光熱水料費相当である。これについては、各事業の使用割合に基づき、令和5年度決算より各会計区分へ計上している。 一方、センタービルの共用 	神奈川産業振興センター（中小企業支援課）

意見	対応の内容	所管室課
<p>県とK I Pの共同負担とする合意書に基づいて交付されている。すなわち、県所有のセンタービル4階から6階の専有部分のうち、K I Pが貸与を受けている割合で共用部分の持分割合を算定し、共用部分に関する県の費用負担相当額を、上記二つの補助金としてK I Pに交付している。</p> <p>しかしながら、そもそもK I Pはセンタービルの4階から6階において、収益事業だけではなく、公益目的事業及び法人管理業務も実施しているため、当該補助金は正味財産増減計算書内訳表において各事業等における使用割合に基づき、公1（中小企業支援事業）及び収2（工業見本市等イベント開催事業）並びに法人会計にも計上することを検討されたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P256）</p>	<p>部分（4階～6階部分）の施設共益費については、合意書に基づく負担金としての性質があり、各事業の使用割合にて交付されるものではないため、現状のとおり、施設の管理・運営を行っている収益事業にて、収益、費用とも計上している。</p>	<p>所管室課</p>
<p>57 収益事業の見直しについて</p> <p>令和4年度のK I Pの正味財産増減計算書内訳表において、収2（工業見本市等イベント開催事業）区分に16百万円の受取地方公共団体補助金が計上されている。これは、工業見本市等開催のための人件費を対象とした補助金である。一方、収2における当期経常増減額は、5百万円であり、仮に補助金がなければ、利益見込みが必要とされる公益法人における収益事業等において当期経常増減額は△11百万円（赤字）ということになる。</p> <p>したがって、K I Pは、工業見本市等イベント開催事業を収益事業として今後の継続方法を検討したうえで、利益を獲得できる収益事業として再構築するか、あるいは利益を求めない公益目的事業として再構築することとされたい。</p> <p>（令和5年度包括外部監査結果報告書P257）</p>	<p>工業見本市等イベント開催事業などの収益事業は、公益目的事業の財源に寄与することが必要のため、経費を抑えつつも、魅力あるセミナーや出展内容とすることで出展者を増加させ、利益を確保していけるよう、産学官連携による新技術マッチング会などの新たな取組を行っていくこととした。また、人件費、展示会装飾費用高騰に対応し出展料の値上げも行った。</p>	<p>神奈川産業振興センター（中小企業支援課）</p>
<p>58 センタービル施設利用率の促進について</p> <p>監査人は、神奈川中小企業センタービル7階のシェアードオフィス7部屋のうち、3部屋が空室、7階の第1インキュベートルーム12部屋のうち、4部屋が空室、及び地下1階の第2インキュベートルーム5部屋のうち4部屋が空室となっていることを確認した。その空室率は、$(3+4+4) \div (7+12+5) = 45.8\%$となっている。インキュベートルームは、K I P自らが公益目的保有財産として保有する財産であり、専ら公益目的事業のために保有し使用されるべき財産である。</p> <p>インキュベートルームは、その性質から、一定期間で退出してもらわなければならないという制約があり、空室率を低減させることが容易でないが、公益目的事業として公益性を発揮しなければならないことから、利用条件等を見直すなどして、</p>	<p>インキュベートルームの利用率向上に向けては、センターホームページや関係機関等への広報強化などに取り組んでおり、令和6年6月末時点の入居利用率は約73%となっている。今後も入居率の維持のため、一層の伴走型創業支援の周知等に努めていく。</p> <p>また、貸会議室・貸ホールについては、新型コロナウイルスに伴う会議・セミナーの相次ぐ自粛により利用が低迷していたが、令和5年5月以降、新型コロナウイルスが5類に移行し社会経済活動が活発化したこと等</p>	<p>神奈川産業振興センター（中小企業支援課）</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>より利用率を向上することとされたい。</p> <p>また、貸会議室・多目的ホール事業はK I Pの収益事業であるが、これは一定の利益を確保することで公益目的事業の財源を確保するという、公益法人としても目的に適合しなければならない。K I Pの貸会議室・貸ホールは、コロナ禍において利用件数が大きく落ち込んでいたが、令和4年度は令和元年度の水準まで回復しつつある。しかしながら、平成30年度の利用水準までは回復していない。収益事業は公益目的事業の財源として寄与しなければならないことから、貸会議室・貸ホールの利用をより促進するよう、その方策を検討することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P263)</p>	<p>により、令和5年度の売上は過去10年間で最大となった。今後も引き続き、貸会議室・貸ホール利用促進のため、広報誌・web・e-mail等による周知、広告活動や会議室設備の新規導入等により収益事業の売上拡大を図り、公益目的事業の財源として寄与できるよう取り組んでいく。</p>	<p>所管室課</p>
<p>59 情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについて</p> <p>K I Pは、アクセス記録の管理方針について、情報セキュリティ対策基準に「定期的にアクセス記録等を分析、監視する。」と規定している。しかしながら、その運用において、異常なアクセスが検知されなかったことを記録していないことから、アクセス記録を分析・監視したことを、第三者は確認することができない。</p> <p>更に、「就業時間外のアクセスを発見したことはないため、フォローアップの事例はない」ということから、そのフォローアップ手続も整備・運用されていない。就業時間外のアクセスと勤務時間に大きな乖離があった場合、労働基準法第37条に抵触するおそれがあるため、就業時間外のアクセスは勿論のこと、その他の異常なアクセスを検知した場合のフォローアップ手続も整備することが必要である。</p> <p>以上のことから、情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについては、「異常なアクセス」を文書で定義したうえ、定期的にアクセス記録等を分析、監視し、その記録を文書化するとともに、就業時間外のアクセスを検知した場合のフォローアップ手続を整備・運用することとされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書 P265)</p>	<p>監査の結果を踏まえ、情報セキュリティ対策基準において、「異常なアクセス」を「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」で定義されている「不正アクセス行為」に基づき、「アクセス権限を持っていないフォルダなどへ許可なく無断でアクセスする」「大量のパケットやデータを送信し、ネットワークやホストのサービス運用を妨害する行為」等と定義するとともに、職員の就業時間外のアクセス記録については、総務課長に情報を提供するなど就業時間外のアクセス発生時のフォローアップ手続きを定めた。併せて、アクセス記録についても、定期的に監視し、異常なアクセスが検知されなかったことも含めて記録として残すこととした。</p>	<p>神奈川産業振興センター（中小企業支援課）</p>
<p>60 情報セキュリティ対策としてのアクセス記録の保存期間について</p> <p>アクセス記録はSKYSEA Client Viewの設定によって約1年分(365日+1~2日分)保存されているが、1日経過するごとに最も古いアクセス記録1日分が自動的に消去され、アクセス記録のバックアップを取得して保管する運用とはなっていない</p>	<p>アクセス記録の保存に関しては、情報セキュリティ対策基準において「一定の期間保存する」と規定しており、約1年分保存するとしていたが、今回、改めて情報セキュリティ対策基準を改正し、バックアップの期間を</p>	<p>神奈川産業振興センター（中小企業支援課）</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>い。</p> <p>アクセス記録の保管については、情報セキュリティ対策基準に「一定の期間保存する」と規定されているだけで保存期間は明示されていない。アクセス記録は、不正や情報漏洩などの問題が発覚した際に過去に遡って異常なアクセスの有無を確認するための有益な情報である。</p> <p>しかしながら、現状の運用では1年以上前の異常なアクセスの有無を発見することができない。ITコストをかけて有用なツールを導入しているのだから、アクセス記録を有効活用できるよう定期的なバックアップを取得するとともに、保存期間についても見直すこととされたい。</p> <p>(令和5年度包括外部監査結果報告書P266)</p>	<p>3年と定めることとした。</p>	
<p>61 USBメモリ管理の見直しについて</p> <p>USBメモリに関して、利用申請書のような文書はなく、管理者への口頭申請によって貸与されている状況である。また、貸出簿のような記録も存在しないため、使用内容の詳細（誰が、いつ、使用期間、用途など）は、管理者の記憶に頼る状況になっている。</p> <p>規定されているUSBメモリの管理方針は、記憶媒体の保管と処分のみであり、貸与及び返却の際の具体的な手続、貸与記録の作成・保管について明文化した文書は存在していない。</p> <p>また、K I Pは、年1回（特に基準日を設けずに、1月から3月の間の繁忙でない時期に）、USBメモリの棚卸を実施することによって管理台帳を作成している。しかしながら、現状のUSB管理台帳は、作成した日付や作成者などが記録されておらず、承認日、承認者、利用状態（使用・未使用）などの情報も記録されていないという問題点がある。</p> <p>K I Pのサーバーには、事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報など、様々な情報が蓄積・保存されている。これらの情報は、今後の事業展開や顧客サービスの向上を検討する際の収支報告や分析資料の基になる貴重な財産である。「事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報は、USBメモリを利用して持ち出していない」ということであるが、貸与に係る記録が一切存在しないことから、それを第三者は確認することができない。もし、K I Pから情報が漏洩した場合、信頼の低下、法的責任、業務の中断など経済的損失は計り知れない。</p> <p>以上のことから、貸与から返却までの管理方針・方法の明文化、管理台帳の見直し、棚卸結果記録</p>	<p>USBメモリについては、各課に1台から複数台配布しており、各課長の管理の元、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p>監査の結果を踏まえ、利用時には貸出簿を用いて申請・承認を行い、記録を残すとともに、管理台帳や棚卸台帳に利用に係る記録を残すこととした。また、上記運用方法を担保するため、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティハンドブックに規定した。</p>	<p>神奈川産業振興センター（中小企業支援課）</p>

意見	対応の内容	所管室課
<p>の作成・保管など、USBメモリの管理について改善することとされたい。 (令和5年度包括外部監査結果報告書 P268)</p>		